

■富里市移送サービスとは

地域のバスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者を対象に、車椅子専用車両により通院など個別のニーズに対応したドア・ツー・ドアの送迎サービスで、移動困難者の外出支援を目的とする。

■経過等について

平成14年 4月 1日 富里市移送サービス実施要綱制定

平成14年 6月 富里市移送サービス運行開始
※専用車両1台 軽自動車ダイハツ ムーブ
(スロープ付福祉車両)

平成16年 3月16日 国土交通省第240号通達によりガイドラインが制定
※福祉有償運送及び過疎有償運送に係る道路運送法第80条
第1項による許可の取り扱いについて(国自旅第240号通達)

○ NPO等が実施する有償運送事業に対して許可取得が必要となる。

(重点実施期間 平成18年10月31日まで)

- ・市町村が実施する場合：運営協議会での審議不要
- ・NPO等が実施する場合：運営協議会の協議必要

ボランティアによる福祉運送であった外出支援に対し、ガイドラインが示され、移送サービスを実施するNPO等は重点指導期間が終わる平成18年3月31日までにガイドラインに従って許可を得なければ活動を継続できない事となった。重点指導期間内に許可を取得できないNPO等が輸送を実施した場合は違法行為となる。

《 参 考 》

■ (旧) 道路運送法第80条 ※平成18年10月1日改正のため

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、その借受人が当該自家用し、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためや自動車の使用者である場合は、この限りでない。

平成16年11月 富里市移送サービス専用車両増車
※専用車両1台 軽自動車スズキ ワゴンR
(スロープ付福祉車両)

平成17年11月18日 市町村福祉輸送での許可取得

平成18年10月 1日 道路運送法一部改正に伴い自家用自動車による有償旅客
運送制度の創設

○例外許可として取り扱われてきた福祉有償運送等は登録制に移行となる。

(重点実施期間 廃止 ※例外許可はみなし登録となる。
経過措置 平成20年9月30日まで)

有償運送にかかる定義が法定化され、これまでガイドラインにより道路運送法第80
条第1項による例外許可として取り扱われていた福祉有償運送等について、道路運送法
第79条による登録制に移行となる。

一般の公共交通による移送が困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保す
るために必要であると地域関係者の合意が必要となる。それをもって国土交通大臣の登
録を受けたとき、自家用自動車による有償旅客運送が可能となる。

《 参 考 》

■道路運送法第78条

自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償
で運送の用に供してはならない。

2 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、第2号特定非営利活動促進法に規定する
特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住
民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という）を行う
とき。

■道路運送法第79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

平成20年 7月 4日 富里市地域公共交通会議開催
※移送サービスの更新について

○富里市移送サービスの登録更新について協議される。

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項につ
いて合意され、地域公共交通会議においての協議が調ったことを証する書類が発行
される。（平成20年7月7日付）

平成20年 8月19日 自家用有償旅客運送者登録証交付
※登録の有効期間 平成23年9月30日まで

平成21年 6月22日 富里市移送サービス専用車両入替え
※軽自動車ダイハツ ムーブ（スロープ付福祉車両）
→軽自動車ダイハツ タント（スロープ付福祉車両）

平成23年 6月20日 富里市地域公共交通会議開催
※移送サービス更新について

■事業の詳細について

内 容	【目 的】 在宅の要介護・要支援状態にある高齢者及び重度心身障害者に外出支援を行う移送サービス事業を提供することにより、社会参加の促進、健康の増進及び家族介護支援を図る。 【対 象 者】 住民基本台帳及び外国人登録がされている高齢者等で、一般の公共交通機関等を利用し、自力で移動することが困難であって、車いすの使用や介助により移動の可能なもの。 ※登録制 年度ごとに更新 【運行内容】 ・医療機関への送迎 ・在宅福祉サービスを提供する施設又は場所への送迎 ・公共施設への送迎 ・金融機関への送迎 【運行範囲】 市内及び近隣市町村（片道おおむね20キロメートル以内） 【運行日時】 平日午前9時から午後4時まで（12月29日から翌年の1月3日をのぞく） 【利用回数】 原則月4回まで 【負 担 金】 利用者世帯の市町村民税課税状況による ・課税世帯 片道400円 ・非課税世帯 片道200円 ※有料駐車場等の料金は、利用者の負担 【利用方法】 ① 市→申請者：調査員を自宅等に派遣し関係項目について調査し、移送サービス利用の可否について決定し通知する。 ↓ ② 登 録 者：利用日の1ヶ月前から5日前までの間に利用者から移送サービス委託事業所（社会福祉協議会）へ直接予約する。 ↓ ③ 市→利用者：負担金1ヶ月分をまとめて利用月の翌月に通知、請求する。 ↓ ④ 利 用 者：指定の金融機関で負担金を納付する。 【委 託 先】 社会福祉法人富里市社会福祉協議会 ■運 転 手 3名（第1種免許所有・福祉有償運送運転手講習修了者） ■専用車両 2台（市所有：スロープ式福祉車両） ※損害賠償内容 対人・対物 無制限 ■運転・整備管理、事故時連絡・苦情処理体制 別紙のとおり
-----	---

■事業の実績について

富里市移送サービス事業

【平成20年度】

■利用者

年度登録者	62
年始登録者	45
新規	17
サービス中止者	6
《内訳》 死亡	6
年度末登録者	56

■市町村民税課税状況

非課税	42
	68%
課税	20
	32%

■運行実績

利用者数（延べ）	431
利用者数（純）	57
利用回数	841
負担金納付	397,950

【平成21年度】

■利用者

年度登録者	61
年始登録者	56
新規	5
サービス中止者	8
《内訳》 死亡	7
入所	1
年度末登録者	53

■市町村民税課税状況

非課税	43
	70%
課税	18
	30%

■運行実績

利用者数（延べ）	427
利用者数（純）	52
利用回数	886
負担金納付	426,600

【平成22年度】

■利用者

年度登録者	50
年始登録者	47
新規	3
サービス中止者	6
《内訳》 死亡	4
転出	2
年度末登録者	44

■市町村民税課税状況

非課税	41
	82%
課税	9
	18%

■運行実績

利用者数（延べ）	407
利用者数（純）	48
利用回数	861
負担金納付	456,600

利用者状況詳細

平成23年3月31日現在

《身体状況》

介護認定	人数		割合	
介護5	1	29	2%	66%
介護4	3		7%	
介護3	4		9%	
介護2	10		23%	
介護1	11		25%	
支援2	2	10	5%	23%
支援1	8		18%	
認定切れ	1	1	2%	2%
なし	4	4	9%	9%

障害認定	人数		割合	
1級	8	26	18%	59%
2級	12		27%	
3級	3		7%	
4級	3		7%	
5級	0		0%	
6級	0		0%	
精神・知的	0	0	0%	0%
なし	18	18	41%	41%

認定状況	人数	割合
障害程度	1	2%
介護のみ	17	39%
障害等のみ	4	9%
介護・障害等重複	22	50%

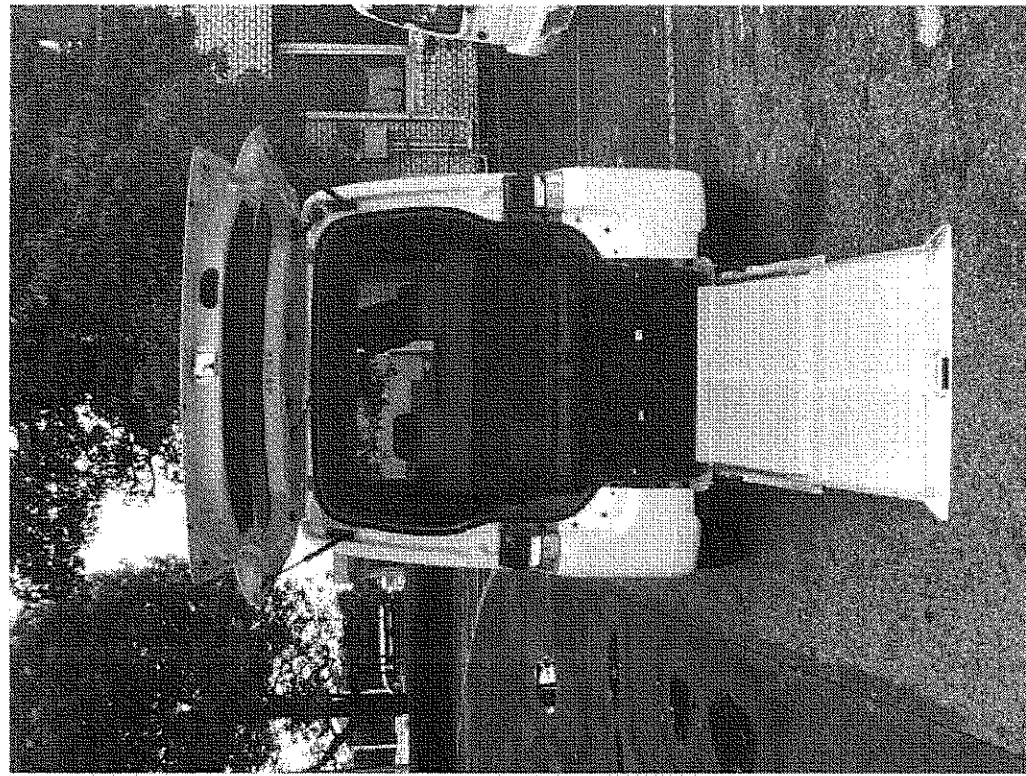
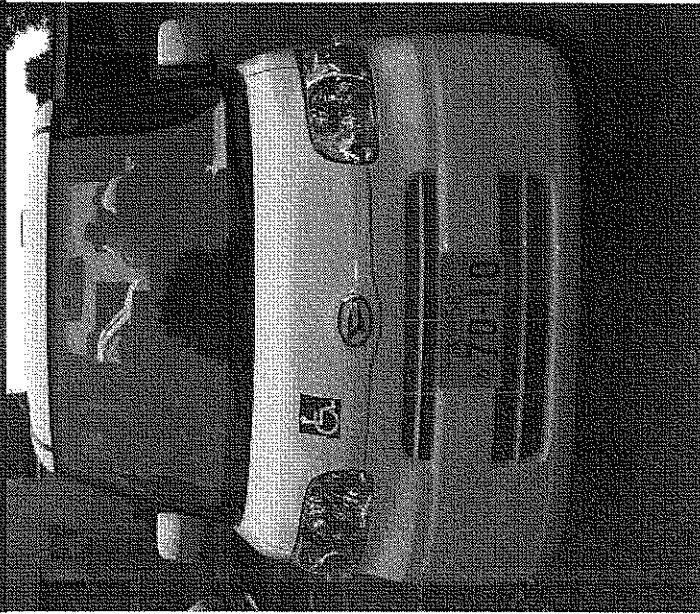
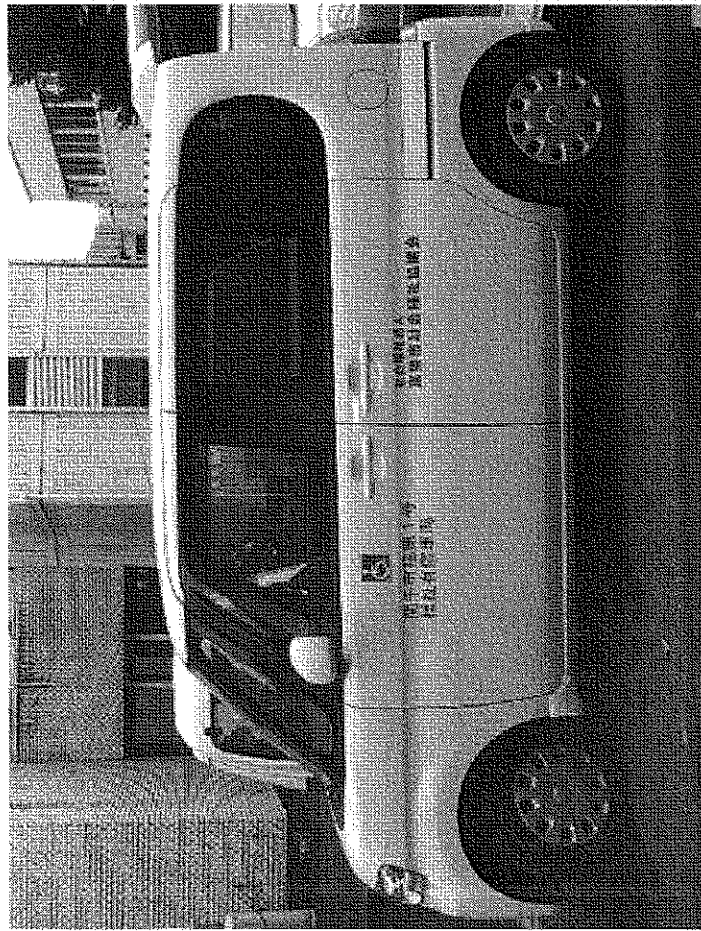
《その他状況等》

年齢内訳	人数	割合
50代	3	6%
60代	7	14%
(うち65歳以上)	6	
70代	12	24%
80代	15	30%
90代	7	14%
65歳以上	40	80%
65歳以下	4	8%

生活体系	人数	割合
独居	27	54%
二人世帯	10	20%
他家族あり	13	26%

男女比	人数	割合
男	18	36%
女	26	52%

移送サービス専用車両 タント



移送サービス専用車両 ワゴンR

